

令和2年2月定例教育委員会 会議録

2月定例教育委員会を令和2年2月21日（金）午前9時00分 市役所205会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 高木浩行 委員 紀藤統一 委員 田中秀佳
委員 奥村康祐 委員 小倉志保 委員 堀 美鈴

事務局 中村教育部長 小島子ども・子育て監 長瀬学校教育課長
神谷主幹 上原文化スポーツ課長 中村歴史まちづくり課長補佐
間宮子ども未来課長 大藪指導主事 永濱指導主事

記録者 和泉知子

傍聴者 なし

◆次 第

1 開会

2 教育長報告

（前回会議録の承認）

3 付議事件の審議

第54号議案 犬山市社会教育指導員設置等に関する規則の廃止について

第55号議案 犬山市からくり専門員に関する規則の制定について

第56号議案 犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正について

第57号議案 令和2年度定期人事内申について

第58号議案 犬山市立保育園条例施行規則の一部改正について

第59号議案 犬山市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

第60号議案 犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会規則の制定について

通信及び請願

5 協議・連絡

（1）後援名義使用承認に関する報告

（2）令和元年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について

（3）市民総合大学卒業式の開催について

（4）犬山市都市公園条例施行規則の一部改正について

（5）3月・4月行事予定表について

（6）令和2年度年間計画について

（7）「犬山の教育施策2020 学びの学校づくり」について

（8）議会の議決を経るべき事件

（9）いじめ防止に向けて

(10) 令和2年度地域未来塾実施について

6 自由討議

7 その他

8 閉会

◆議事内容

開 会	
教 育 長:	ただ今より2月定例教育委員会を開催します。
教育長報告	
教 育 長:	皆さん、おはようございます。今日は、事務局の都合で開始の時刻を30分早めさせていただいたことと、10時半までには終了しなければならないという中での会ですが、大変申し訳ございません。 内容については、先週金曜日に総合教育会議がございましたその時に、いろいろとお話させていただきましたので、今日は簡単に最初にご挨拶申し上げまして、会議に入らせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。また、前回の定例教の会議録を今から回させていただきますので、ご覧いただいご署名をお願いしたいと思います。 それでは、付議事件の審議に入りたいと思います。
第54号議案	
教 育 長:	第54号議案「犬山市社会教育指導員設置等に関する規則の廃止」について、事務局お願いします。
上原課長:	この案を提出するのは、会計年度任用職員制度の導入に伴い、犬山市社会教育指導員が犬山市会計年度任用職員となることから、廃止する必要があるからです。内容につきましては、文化スポーツ課に所属している方が指導員で1名、歴史まちづくり課に所属している、文化史料館で管理を行う指導員5名と文化史料館でからくり製作を行う指導員1名、文化史料館の資料管理を行う指導員1名の計8名が該当しております。うち7名が会計年度任用職員に移行し、1名がからくり専門員、この方は玉屋氏になりますが、次号の第55号議案でご説明させていただきますが、雇用条件をこちらの方で定めております。以上です。
教 育 長:	只今、説明があったとおりであります。国が会計年度任用職員制度を導入したことから、犬山市についても、職員についてこういう扱いをしていくということで規則を廃止するということでもあります。これについて、何かご意見ご質問があるようでしたらお伺ひしたいと思います。よろしいでしょうか。 では、第54号議案「犬山市社会教育指導員設置等に関する規則の廃止」について、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第55号議案の審議に入ります。

	第55号議案
教 育 長:	第55号議案「犬山市からくり専門員に関する規則の制定」について、事務局お願いします。
中村課長:	この案を提出するのは、犬山市からくり専門員に関し必要な事項を定めるため必要があるからです。内容ですが、令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、これまで嘱託員として任用したものを、会計年度任用職員に移行しますが、犬山市文化史料館別館内の玉屋庄兵衛工房館で、からくり人形の製作、公開を行っております九代玉屋庄兵衛氏につきましては、特別職非常勤職員として任用するにあたりまして、この規則を規定するものとなっております。身分や職務、報酬等につきましては、記載のとおりとなっております。以上です。
教 育 長:	先程の第54号議案の規則の廃止に伴って、新たにかからくり専門職に関する規則を制定するという内容ですが、これについてご意見ご質問はありでしょうか。
教育長職務 代理者:	玉屋さんということですが、今までと活動的には実質変わることはないですか。
中村課長:	月に8日を原則としてということで、規則の第8条に規定させていただいておりまして、日数等の変更はございません。
教 育 長:	他によろしいでしょうか。 では、第55号議案「犬山市からくり専門員に関する規則の制定」について、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第56号議案の審議に入ります。
	第56号議案
教 育 長:	第56号議案「犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正」について、事務局お願いします。
長瀬課長:	この案を提出するのは、犬山市立犬山幼稚園における預かり保育の仕組みを見直すため必要があるためです。内容については、9ページの新旧対照表をご覧ください。今まで預かり保育ということで行ってまいりました事業を、第10条のところで実施時間を午後2時から午後4時までを、午後2時から午後5時まで延長します。また手続きについては、予め申請をいただいていたが、申請書を廃止し保護者から園長に申し出るということに仕組みを変えます。併せて、預かり保育料の減免を追加します。基本的に未来園の時間に合わせるということで、利用しやすくするというで改正を考えました。8ページをご覧ください。附則で、この規則は令和2年4月1日から施行し、犬山市立犬山幼稚園預かり保育に関する条例施行規則については廃止するというで、ご了解よろしくをお願いします。
教 育 長:	幼稚園が今までは学校教育課の管轄でしたが、来年度から子ども未来

	<p>課へ移るということで、できる限り幼保、足並みを揃えるということも含めての改正です。ただいまの規則の改正について、何かご意見ご質問はございませんか。</p> <p>では、第56号議案「犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正」について、お認めいただけますでしょうか。</p>
各委員:	異議なし。
教育長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第57号議案の審議に入ります。</p>
教育長:	<p style="text-align: center;">第57号議案</p> <p>第57号議案「令和2年度定期人事異動内申」について、事務局お願いします。</p>
大藪主事:	<p>この案を提出するのは、丹葉地方教育事務協議会の令和2年度教職員定期人事異動方針を踏まえて、犬山市教職員定期人事異動内申(案)の承認をしていただく必要があるからです。本日お配りしました別紙資料と、教育委員の皆様には学校ごとの名簿をお配りしております。大変短い時間で申し訳ありませんが、こちらをお目通しいただきまして、内申案のご確認をお願いします。大まかに分類しますと、令和元年度の退職者については定年退職者が10名、自己都合退職者が4名。令和2年度新規採用者については、新任校長が3名、新任教頭が5名、新規採用が11名となっております。全体の異動を踏まえてということになりますと、市内での異動と他市町からの転入を含めて、校長が5名、教頭が5名、教諭が35名、事務職員が5名、栄養教諭・栄養職員が1名、再任用が10名という異動が考えられております。説明は以上です。</p>
教育長:	<p>お手元の内申案ですが、まだ一昨日事務協で私が頂戴してきたばかりで、お配りが今日になってしまったわけですけど、なかなかゆっくりとご覧いただくことが難しいかもしれませんが、ざっと目を通していただいて、特に聞いてみたい部分があればお伺いをしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
奥村委員:	<p>来年度、定年が延長されることについて、分かっている範囲で教えていただければと思います。</p>
教育長:	<p>定年延長は来年度からではなくて、2022年度からです。現在58歳の先生方については定年が61歳になりますけど、それまでは定年は60歳で、再任用の制度がそれまでは継続していくと思います。2022年度から2年ごとに、58歳、57歳の方は61歳、56歳、55歳の方は62歳。2年ごとに延びていきまして、2030年から完全に定年が65歳になるという段階的なものです。他に何かご質問はおありでしょうか。事務協の事務局に報告をしなくてはなりませんので、きちんとお認めをいただいたことを確認したいと思います。お認めをいただける方は挙手をお願いしたいと思います。ありがとうございます。お認めいただいたことを確認しましたので、事務協の事務局に文書で報告させ</p>

	<p>ていただきたいと思います。</p> <p>続いて、第58号議案の審議に入ります。</p>
	第58号議案
教育長:	第58号議案「犬山市立保育園条例施行規則の一部改正」について、事務局をお願いします。
間宮課長:	この案を提出するのは、延長保育一時的利用の利用方法を見直すため必要があるからです。資料の新旧対照表をご覧ください。従前では書類の提出を求めておりましたが、新たに一時利用をする場合は、保護者からの申し出で行うということで、先程、犬山幼稚園条例施行規則の一部改正でご説明したとおり、保護者の負担を減らすということで行うものです。2ページをご覧ください。この規則は令和2年4月1日から施行するものです。説明は以上です。
教育長:	<p>これも保護者の便宜を図っての改正です。これについてご意見ご質問はございませんか。特にないようです。</p> <p>では、第58号議案「犬山市立保育園条例施行規則の一部改正」について、お認めいただけますでしょうか。</p>
各委員:	異議なし。
教育長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第59号議案の審議に入ります。</p>
	第59号議案
教育長:	第59号議案「犬山市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正」について、事務局をお願いします。
間宮課長:	この案を提出するのは、犬山市児童厚生施設の開設時間を見直すため必要があるからです。実際は東児童センターだけでございますが、資料の新旧対照表をご覧ください。第5条において、開館時間を犬山市東児童センターの日曜日の開設時間を午前9時から正午とすること。従前は、日曜日、祝日が閉館でしたが、東児童センターのみですが、改修して昨年1月から試行的に日曜日の午前中を開設し、火曜日を休館日として行ってきました。利用状況が良好のため、このように改正を予定するものであります。説明は以上です。
教育長:	<p>これについてご意見ご質問はおありでしょうか。特にないようです。</p> <p>では、第59号議案「犬山市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正」について、お認めいただけますでしょうか。</p>
各委員:	異議なし。
教育長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第60号議案の審議に入ります。</p>
	第60号議案
教育長:	第60号議案「犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会規則の制定」について、事務局をお願いします。
中村課長:	この案を提出いたしますのは、犬山市文化財保存活用地域計画策定委

	<p>員会の運営に関し、必要な事項を定めるため必要があるからです。この文化財保存活用地域計画の概要ですが、平成31年4月1日施行の改正文化財保護法に位置付けられた計画となっており、計画策定の目的は、指定、未指定を問わず、地域の文化財の総合的な保存活用を図るということを目的としております。この効果につきましては、文化財全体の保護に対しまして犬山市が目指す将来像が定まり、計画的に取り組みをすることが可能となると考えております。この計画策定委員会は、この地域計画の策定に関する事項について審議をするもので、委員の定数は15名以内となっております。この本規則ですが、その運営に関するものを定めるものでして、第2条で委員、第3条で委員長、以下第4条と続きます。説明は以上です。</p>
教 育 長:	<p>これにつきまして何かご意見ご質問はおありでしょうか。特によろしいですか。</p> <p>では、第60号議案「犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会規則の制定」について、お認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	通信及び請願
教 育 長:	通信及び請願はありますか。
事 務 局:	ありません。
	協議・連絡
教 育 長:	<p>協議・連絡に移ります。</p> <p>では「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。</p>
上原課長:	<p>まずはお手元の資料No.1で10件、報告させていただきます。うち9件が継続、1件が新規となっております。No.8の新規については実施内容等をチェックした結果、認められるということでしたので、今回ここに上げさせていただきます。以上で説明を終わります。</p>
教 育 長:	<p>新たに今日お配りしたものが1件ございますので、全部で11件です。新規事業はNo.8と、今日お配りしたものです。後は継続ですが、ざっとご覧になられて、ご意見ご質問はおありでしょうか。特によろしいですか。ご意見ないようですので、次へいきます。</p> <p>では「令和元年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定及び不認定」について、事務局お願いします。</p>
長瀬課長:	<p>それでは、資料No.2をお願いします。今回の認定については、申請者の方が5名で認定者は5名ということで、全員認定をさせていただくということで、児童生徒数については10名になりました。小学校中学校の内訳については、ご覧のとおりになります。1月の定例教の時に、新入学の準備金の支給対象者のうち、外国籍の方はいますかというお問い合わせに対してですが、小学校の新1年生になる方の支給対象者は21</p>

	名で、そのうち外国籍の子は1名。中学校の新1年生になる方の対象者は49名。そのうち外国籍の子は4名ということでお伝えします。
教育長:	今回の認定で小学校は236名、中学校は149名、合計385名ということですが、これについて、ご意見ご質問はございませんか。特にないようですので次へいきます。 「市民総合大学卒業式の開催」について、事務局お願いします。
上原課長:	お手元の資料No.3をご覧ください。上野景三先生をお迎えして、3月7日土曜日、文化会館におきまして卒業式と講演会を行わせていただきます。昨今、コロナウイルスの関係で、行事の縮小を検討するようになっておりますが、基本原則は市民を対象としたものは、現行では、いたずらに止めるものではないということで、今回の開催を予定しているということです。以上で説明を終わります。
教育長:	ハーフマラソンが中止になりましたし、あちらこちらで不特定多数の方が集まる会は見直される状況でありますけど、この時期がどうなのかちょっとわかりませんが、現時点では中止にする予定ではないということで、予定通り実施をする予定ではあります。何かこれにつきましてご意見ご質問がございましょうか。
紀藤委員:	人が集まるということで、アルコール消毒等は考えてみえますか。
上原課長:	はい。今のご質問ですが、アルコール消毒は考えております。入口に用意をして消毒をして入っていただくようにします。また、お見えになる方については、市民総合大学の受講者の方の所在は把握しておりますし、入場券を買ってお越しいただく方にも、事情を説明して個人が特定できるよう住所等の確認のお願いをしているところです。そういった対策は取らせていただいております。
教育長:	基本的には、市民総合大学の学生の方がほとんどなので、何かあった時にはすぐに対応できるような状況にあるということですね。他にどうでしょうか。よろしいですか。では次へいきます。 「犬山市都市公園条例施行規則の一部改正」について、事務局お願いします。
上原課長:	それではお手元の資料No.4をご覧ください。新旧対照表がございしますが、文言等を変えるものです。第2条につきましては、利用時間の「分」という文字を入れるというものです。第8条につきましては、運動施設によって申請期間が違っていたものを統一化したというものです。野球場、多目的グラウンド、テニスコートは市内の方は、全て利用しようとする日の属する月の3月前の月の初日から利用日までとなります。以上で説明を終わります。
教育長:	山の田公園と木曽川犬山緑地の施設についての利用の関係です。これについて何かご意見ご質問はございましょうか。特にないようですので次へいきます。 「3月・4月行事予定表」について、事務局お願いします。

大藪主事:	3月におきましては、3月3日中学校卒業式、18日幼稚園卒業式、19日小学校卒業式、24日に未来園、幼稚園、小中学校の修了式になります。4月に関しましては、4月6日聖火リレーということで、城下町を中心にセレモニーが行われます。この関係上、入学式が移動しております、7日に中学校入学式、未来園、幼稚園入園式、小学校については8日に入学式を行います。以上です。
教育長:	3月4月の行事予定について、何かご意見ご質問はおありでしょうか。ないようですので次へいきます。 「令和2年度年間計画」について、事務局お願いします。
大藪主事:	あくまでも現時点でということでの但し書きがつかますが、学校教育、文化スポーツ、歴史まちづくり、子ども未来課の主だったところでの行事を年間で入れさせていただきました。学校に関しましては、まだ4月に入ってPTA総会を経て正式決定になりますので、今現時点でということをお願いします。
教育長:	現時点での予定でありまして、まだ確定している状況ではないわけですが、何かお尋ねになりたいこと、お気づきの点等あれば、お出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。ないようですので次へいきます。 「犬山の教育施策2020 学びの学校づくり」について、事務局お願いします。
神谷主幹:	資料No.7をご覧ください。ページ割が確定次第、写真を入れ替えます。1度お渡ししていたものに、校長会の意見を反映させた部分を朱書きにして、本日2度めのお渡しになります。2ページ目をご覧ください。 (2) 授業改善犬山プランです。3月の議会を経てこれらの人数に確定して参ります。市費の負担教員9名と大幅に増員されております。市費の栄養職員も1名増えます。県費からの配置がなくなるためです。図書館コーディネーターという新しい人材が入ります。3ページをご覧ください。授業改善推進委員会・犬山市教育研究会は消してありますが、組織全体をリニューアルして、更に授業改善を深めていく取り組みとして、新たに読書活動推進委員会、読解力向上研究会なるものを立ち上げようとしています。現在校長会と調整をしながら、研究の方向、研究の方法を検討しているところです。ですから、全く授業研究がなくなるというわけではありません。4ページをご覧ください。研究活動の学校名が1校空欄ですが、学校現場と調整中です。また、機構改革で地域協働課という新しい課ができ、課の取り組む内容が変わってきますので、課の名前が変わっています。7ページ、ウ食物アレルギーへの対応ですが、細部まで調整を済ませましたので、「犬山市食物アレルギー対応の手引き」をいよいよ運用していきます。
教育長:	今説明がりましたが、ご意見ご質問はおありでしょうか。
堀委員:	4ページの「学ぶ子どもたちを支えます」の(1)幼稚園・子ども未

	来園・小学校・中学校の連続性の向上とありますが、犬山市の全部の子どもということだと、白帝保育園があるので、ここに保育園が入っていないと抜けるのかなと思いました。子ども未来園は公立の子ども未来園に限定される気がするのです。
教 育 長:	幼稚園・子ども未来園だけでは全ての幼児を満たしていない。白帝保育園もあるので、保育園を付け足した方がいいということですね。
子ども・子育て監:	保育園につきましては、どうしても私立でありますので、なかなか内容面にまで踏み込むところは難しいのかなと思っております。なので、もちろん連続性の部分で交流を図っておりますし、現に未来センターを設置してやっておりますので、そういう意味では連続性が図れると言えば図れるのですが、少し微妙なところというところで、抜かせてあります。
堀 委 員:	多分そうかなとも思うのですが、でも、ここに書く以上、抜いてはいけないような気がしましたので。
子ども・子育て監:	そうなってくると、逆に私立の幼稚園さんもここに入ってくるようになりますので。
堀 委 員:	幼稚園とあれば、これは公立も私立も思うのではないかなと思います。
教 育 長:	一度検討をさせていただきます。堀委員のおっしゃることもよくわかります。幼稚園であれば、犬山市立幼稚園も私立の幼稚園も含みますが、子ども未来園と言った場合は白帝保育園は含まれないので、とにかく犬山の子どもと含めれば、それも含めて考えたほうが良いだろうというお考えですので、検討させていただくということによろしいですか。
神谷主幹:	次年度に回してもいいという位に思っていたかかないと、この文章をどのように解釈してやっていくかというところを、全てを調整していく自信はちょっとありません。方向性としてはよく理解できました。
教 育 長:	ご意見でありますので、ご意見としてお預かりし改めて検討しますが、その結果このままになるかもしれません。他にどうでしょうか。
紀藤委員:	今のことですが、アのタイトルのところに、「幼保小」と書いてあるので、堀委員さんのこだわりもわかるし、僕らは今までこれを公立の幼稚園、公立の未来園かなという捉えで、ずっと毎年毎年やってきました。私立幼稚園まではなかなか難しいけれど、連携だけはしていくんだよね。小学校へ就学する時の連携とか、そういうことはあるなと思っていたので、「幼保小の連続性」と書いてあるから、そんなにこだわらなかつたわけですけど。
教 育 長:	内容的にいけますと、小学校への円滑な継続を図るといえば、全ての小学校へ上がるまで期間は関わってくると思いますね。ただ、次に繋がる読解力となると、これは、私立の幼稚園や保育園には通じないことになります。この辺り区別して書くことも一つの方法だと思います。これについては、もう一度検討するという事でお願いしたいと思います。

	他にどうでしょうか。これについては、確定するのはいつ頃ですか。
神谷主幹:	次の校長会で確定です。
教育長:	まだ、後から気づかれたことがありましたらお寄せください。最終的には3月の校長会で確定ということですので、よろしくお願いします。 では次へいきます。 「議会の議決を経るべき事件」について、事務局お願いします。
	<非公開>
教育長:	続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。
	「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見、説明があった。 ・発達障害を抱える子どもが多い学年があり、気をつけて見ていく必要がある。
教育長:	それでは、次へいきます。 「令和2年度地域未来塾実施」について、事務局お願いします。
大藪主事:	今年度の全体の参加者数は56名ということになりました。予定は80名でしたので、若干少なくなってきたということは感じました。各会場4中学校で行っていただきました。令和2年度に向けてですが、大きく1点、変更を考えております。これまで南部中学校は南部中学校図書館で月曜日に実施をしていましたが、鍵の管理で施錠等に問題がありますので、学校の外に出したいということで、土曜日に楽田の学習等供用施設を使って実施をします。これで全ての学校が土曜日の開催ということで揃うこととなります。昨年度ご質問いただきましたが、昨年度は84名の参加があり、そのうち8名が何らかの支援を受けているご家庭の参加者でした。今年度につきましては56名中4名で、全て準要保護のご家庭でした。併せて報告させていただきます。
教育長:	今年度の様子と2年度に向けてということですが、何かご意見ご質問はございますか。ないようですので次にいきます。 本日追加の資料「学校給食費の改定」について、事務局お願いします。
長瀬課長:	昨日、全員協議会でこの資料を出させていただきました。給食費の改定については、令和2年度の先程の当初予算に、給食費を小学校290円、中学校340円ということで、予算を上げています。改定により栄養価を十分充足するような工夫ということで、献立を考えています。裏面をご覧ください。見直しの経緯を書かせていただきました。まず、平成30年度の食育推進委員会においてご報告したところ、やはり栄養価が足りないということであれば、値上げは止む無しではないかというご意見等をいただき、見直しのステップ1、2、3ということで、現在は他の自治体及び食材業者の方にアンケートを行って、うちで取り入れる部分については、例えば単価の見積りを出していただいて、その単価の真ん中程度に合わせて、納品していただくということを今、考えていま

	す。これらを見直しをしまして、購入価格を見直し出来る可能性があるということで、12年間の食材の上昇額ではなく、10円程度抑える形で、小学校30円、中学校40円の値上げを考えたということで、議員さんにお示しをさせていただきましたので、ご報告申し上げます。
教育長:	事後報告になりますが、小学校30円、中学校40円値上がりするということでありますので、ご了承ください。よろしく申し上げます。
	自由討議
教育長:	自由討議に移ります。発言はありますか。
	○特になし
	その他
教育長:	事務局、何かありますか。
事務局:	ありません。
	閉会
教育長:	これもちまして、2月定例教育委員会を終了(10:22)させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 3月13日(金) 9:30 301会議室